

鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日付け府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）及び」を削り、「平成17年8月23日付け雇児発第0823001号」を「令和5年6月30日付けこ成母第36号」に改める。

第2条中「助産院等」を「助産院、医療機関等（以下「事業者」という。）」に改める。

第3条から第6条までを次のように改める。

（支援事業の種類）

第3条 支援事業の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 産前・産後サポート事業（参加型）
- (2) 産後ケア事業（訪問型）
- (3) 産後ケア事業（宿泊型）
- (4) 産後ケア事業（日帰り型）

（対象者）

第4条 支援事業の対象者は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 産前・産後サポート事業（参加型） 市内に住所を有する妊産婦、乳幼児及びその家族
- (2) 産後ケア事業（訪問型、宿泊型、日帰り型） 市内に住所を有する産婦（出産後1年を経過しない者とする。）、新生児、乳児及びその家族で、次のアからウまでのいずれかの事由に該当するもの
 - ア 産婦に体調不良又は育児不安等があるもの
 - イ 家族から十分な家事・育児等の援助が受けられないもの
 - ウ その他市長が特に支援が必要と認めるもの

（支援事業の内容）

第5条 支援事業の内容は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 産前・産後サポート事業（参加型） 公共施設等を活用し、集団形式等に

より、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応する。

(2) 産後ケア事業（訪問型） 助産師、保健師又は看護師（以下「助産師等」という。）が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケア、育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。

(3) 産後ケア事業（宿泊型） 事業者の所有する施設に利用者を宿泊（おおむね午前10時から翌日午後5時までの間の利用をいう。）させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。

(4) 産後ケア事業（日帰り型） 事業者の所有する施設に来所（日中のおおむね6時間以内の利用をいう。）した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケア、育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。

（産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）の実施体制）

第6条 事業者は、実施する産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）の内容に応じ、助産師等を配置し、心理に関しての知識を有する者及び育児に関する指導、育児サポート等を実施するに当たり必要なものを配置しなければならない。

2 産後ケア事業（宿泊型）を実施する場合は、24時間体制で1人以上の助産師等を配置しなければならない。

3 市及び事業者は、産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）を実施する前に、当該事業を利用可能な人員数について、あらかじめ十分に協議するものとする。

第7条の見出し中「宿泊型」の次に「、日帰り型」を加え、同条中「宿泊型」の次に「、日帰り型」を加え、「通算」を「原則として」に改め、「以内とし、」の次に「産後ケア事業（宿泊型）の」を加え、「母親」を「産婦、新生児」に改める。

第8条を次のように改める。

（産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）の利用申請）

第8条 産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、出産後で、かつ、当該事業の利用前に、鹿屋市産後ケア事業利用申請書兼同意書（別記第1号様式）に母子健康手帳の写しを添えて、市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第9条の見出し中「宿泊型」の次に「、日帰り型」を加え、同条第1項を次のように改める。

市長は、前条の規定により産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）の利用の申請があった場合は、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、その旨を鹿屋市産後ケア事業利用決定通知書（別記第2号様式）又は鹿屋市産後ケア事業利用申請却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

第9条第2項中「委託事業者」を「事業者」に改める。

第10条を次のように改める。

（産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）の利用期間の変更）

第10条 前条第1項の規定により産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）の利用の決定通知を受けた者（以下「利用者」という。）で、産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）の利用期間を変更しようとするものは、鹿屋市産後ケア事業利用期間変更申請書（別記第4号様式）に、事業者の意見を付して、利用期間中に市長に提出しなければならない。

第11条の見出し中「宿泊型」の次に「、日帰り型」を加え、同条第1項を次のように改める。

産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）の1日当たりの事業費基準額（以下「事業費基準額」という。）は、市と事業者が締結する契約に定めた額とする。

第11条第3項中「委託事業者」を「事業者」に改め、同条第4項を次のように改める。

市長は、事業者に対し、産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）の業務委託料として、事業費基準額から利用者負担額を差し引いた額を、予算の範囲内において支弁するものとする

第12条を次のように改める。

（産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）の費用の請求及び支払）

第12条 事業者は、産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）を実施した月の翌月10日までに、鹿屋市産後ケア事業実施報告書（別記第5号様式）に鹿屋市産後ケア事業業務委託料請求書（別記第6号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、3月実施分は事業終了後速やかに提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、その内容を審査の上、産後

ケア事業（宿泊型、日帰り型）の業務委託料の支弁が適当であると認めたときは、事業者に当該業務委託料を支払うものとする。

第13条の見出し中「委託事業者」を「事業者」に改め、同条第1項中「委託事業者」を「事業者」に改め、「宿泊型」の次に「、日帰り型」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 事業者は、利用者が産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）の利用を終了したときは、鹿屋市産後ケア事業実施結果報告書（別記第7号様式）により、利用者の連絡先等継続支援に必要な事項について、速やかに市長に報告しなければならない。

第14条を次のように改める。

（守秘義務）

第14条 事業者は、産後ケア事業（宿泊型、日帰り型）を行うに当たっては、利用者の人格を尊重するとともに、利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

利用者の区分		利用者負担額	利用者負担額 （2人目以後に係る加算額）
宿泊型	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者	日額 3,000円	日額 2,000円
	市民税非課税世帯に属する者	日額 3,000円	日額 2,000円
	市民税課税世帯に属する者	日額 6,000円	日額 2,000円
日帰り	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者	日額 1,500円	日額 1,000円

型	市民税非課税世帯に属する者	日額 1,500円	日額 1,000円
	市民税課税世帯に属する者	日額 3,000円	日額 1,000円

別記第 1 号様式から別記第 7 号様式までを次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

※ 必要なケアが実施できるよう内容について、鹿屋市担当者が聞き取りを行います。

[illegible]

第2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

印

鹿屋市産後ケア事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）の利用について、次のとおり決定したので、鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

母子健康手帳番号		
利 用 者	住 所	
	氏 名	
子 の 氏 名		
利 用 希 望 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
利 用 施 設 (助産院等)	所在地	
	名 称	
	電話番号	
利用料（自己負担分）		円（1日当たり 円× 日）

- 1 産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）の利用について
 - (1) 本事業を利用するときは、この決定通知書及び母子健康手帳を利用施設に提示してください。
 - (2) 本事業を利用しないとき又は利用期間等の変更があるときは、速やかに市長に届け出てください。
- 2 利用料の支払について
 - (1) 利用料（自己負担分）は、直接利用施設にお支払いください。
 - (2) 次の経費は、利用料に含まれています。
 - ・産婦の母体管理及び生活面の指導
 - ・乳房管理
 - ・沐浴、授乳等の育児指導
 - ・乳児の世話及び発育・発達確認
 - ・その他産婦が必要とする育児・保健指導

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長



鹿屋市産後ケア事業利用申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）の利用について、次のとおり却下することとしたので、鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

母子健康手帳番号	
利 用 者 氏 名	
却 下 の 理 由	

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住所

氏名

（利用者との関係： ）

鹿屋市産後ケア事業利用期間変更申請書

鹿屋市産業ケア事業（宿泊型・日帰り型）の利用期間を変更したいので、鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

母子健康手帳番号			
利 用 者 住 所			
利 用 者 氏 名		生年月日	年 月 日
子 の 氏 名	(第 子)	生年月日	年 月 日
出 産 施 設 名			
利 用 施 設 名			
利 用 期 間	変 更 前	変 更 後	
	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
変更申請理由 (具体的に御記入ください。)			
委託事業者の意見			
※市担当者欄			

注1 利用者が生活保護受給世帯に属する場合は、その旨お伝えください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

鹿屋市産後ケア事業実施報告書（ 年 月分）

年 月 日

鹿屋市長 様

所在地

事業者名

委託契約に基づき、鹿屋市産後ケア事業を下記のとおり実施しましたので、鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱第12条第1項の規定により報告します。

記

	世帯区分	母子		多胎児		委託料 総額
		実施 延日数	日額 (市負担分)	2人目以後の 実施延日数	2人目以後の 加算日額 (市負担分)	
宿泊型	市民税課税世帯	日	円	日	円	円
	市民税非課税世帯	日	円	日	円	円
	生活保護世帯	日	円	日	円	円
日帰り型	市民税課税世帯	日	円	日	円	円
	市民税非課税世帯	日	円	日	円	円
	生活保護世帯	日	円	日	円	円
合 計						円

※内訳は、別紙のとおり

別紙

事業者名

年 月分鹿屋市産後ケア事業実施報告書（内訳書）

番号	利用者氏名	2人目 以後の 人数	事業の種別	利用期間	利用 日数 (A)	事業費 基準額 (B)	利用者 負担額 (C)	差引額 (B-C)	委託料 (B-C) × A
			宿泊型・日帰り型	年 月 日～ 年 月 日					
			宿泊型・日帰り型	年 月 日～ 年 月 日					
			宿泊型・日帰り型	年 月 日～ 年 月 日					
			宿泊型・日帰り型	年 月 日～ 年 月 日					
			宿泊型・日帰り型	年 月 日～ 年 月 日					
			宿泊型・日帰り型	年 月 日～ 年 月 日					
			宿泊型・日帰り型	年 月 日～ 年 月 日					
			宿泊型・日帰り型	年 月 日～ 年 月 日					
			宿泊型・日帰り型	年 月 日～ 年 月 日					
			宿泊型・日帰り型	年 月 日～ 年 月 日					
合 計									

※ 2人目以後とは、多胎児の場合をいう。

※ (B) 及び (C) は、2人目以後の利用があった場合は合算した額を記載する。

請 求 書

年 月 日

鹿屋市長 様

所 在 地

事業者名 印

業務委託契約に基づき、鹿屋市産後ケア事業を実施しましたので、鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱第12条第 3 項の規定により下記の金額を請求します。

記

鹿屋市産後ケア事業業務委託料（ 年 月分）

請求金額： 金 円

受領方法：

【口座振込申請書】

金 融 機 関 名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支 店 名	本店・支店・支所・出張所
口 座 区 分	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口 座 番 号	
（フリガナ） 口 座 名 義 人	

鹿屋市産後ケア事業実施結果報告書

※産後ケア事業実施後に鹿屋市へ提出

産 後 ケ ア 実 施 結 果	利 用 者 氏 名 (母)		生年月日	年	月	日
	利 用 者 氏 名 (子)		生年月日	年	月	日
	① 実施した事業の種類、期間					
	種類	期間				
	□宿泊型	年	月	日～	年	月 日 (日間)
	□日帰り型	年	月	日～	年	月 日 (日間)
	② 支援内容					
	※特に支援を行った項目にチェック □産婦の身体的ケア □育児手技 □産婦の心理的ケア □沐浴指導 □保健指導・栄養指導 □生活面の指導 □乳房管理 □その他の必要な指導			＜具体的な支援内容等＞		
	③ 支援後の利用者の状況等（事業利用前後の変化等）					
	※特に支援を行った項目にチェック □身体の状況 □精神の状況 □育児への不安 □家族の状況			＜具体的な変化の状況等＞		
伝 達 事 項	④ その他					
	利用後の居住地 □自宅 □里帰り先 □その他 ()					
	① 実施結果を踏まえた、今後「特に必要」と考える支援 継続支援 (有 ・ 無)					
	② その他留意事項					
上記のとおり、産後ケア事業の実施結果を報告します。						
鹿屋市長 殿 年 月 日						
問合せ先	施設名				担当	
	連絡先	電話			メールアドレス	

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。